

第 193 回  
千葉県都市計画審議会  
議 事 録

日 時 令和 3 年 1 月 18 日 ( 月 )  
午後 2 時 30 分 ～ 午後 3 時 50 分  
場 所 ホテルポートプラザちば 2 階「ロイヤルⅡ」

## 目 次

議事日程

出席委員名簿

議題一覧表

1. 開 会 .....	1
2. 都市整備局長挨拶 .....	1
3. 定足数の報告 .....	1
4. 議長の指定 .....	1
5. 議事録署名人の指名 .....	2
6. 非公開議案等の審査 .....	2
7. 議案審議 .....	3
第1号議案 第2号議案 (一括審議) .....	3
第3号議案 .....	10
第4号議案 .....	13
第5号議案 .....	15
8. その他 .....	17
9. 閉 会 .....	19

第193回千葉県都市計画審議会 議 事 日 程

令和3年1月18日(月)

- 1 開 会
- 2 都市整備局長挨拶
- 3 定足数の報告
- 4 議長の指定
- 5 議事録署名人の指名
- 6 非公開議案等の審査
- 7 議案審議  
第1号議案 ～ 第5号議案
- 8 その他
- 9 閉 会

第193回千葉県都市計画審議会  
 令和3年1月18日（月曜日）  
 於・ポートプラザちば2階「ロイヤルⅡ」  
 午後2：30～午後3：50  
 出席委員 21名

第193回千葉県都市計画審議会出席委員  
 （順不同敬称略）

構成	氏名	摘要	
学識経験者	屋井鉄雄	都市計画 ・土木	東京工業大学 環境・社会理工学院教授
	根上彰生	都市計画	日本大学理工学部教授
	鎌野邦樹	法律	早稲田大学大学院 法務研究科教授
	青柳俊一	経済	(株)千葉興業銀行取締役会長
	橋本都子	建築	千葉工業大学創造工学部教授
	鶴岡宏祥	農業	千葉県農業会議会長
	福士正直	都市経営	不動産コンサルタント
県議会の議員	浜田穂積	千葉県議会議員	自民党
	河上茂	千葉県議会議員	自民党
	瀧田敏幸	千葉県議会議員	自民党
	守屋貴子	千葉県議会議員	立千民
	鈴木陽介	千葉県議会議員	立千民
	横山秀明	千葉県議会議員	公明党
	加藤英雄	千葉県議会議員	共産党
関係行政 機関の職員	古谷雅彦 (代理・原寛之)	財務省関東財務局長 千葉財務事務所次長)	
	幸田淳 (代理・西村裕二)	農林水産省関東農政局長 関東農政局農林振興部地方参事官)	
	向野陽一郎 (代理・原山堅)	経済産業省関東経済産業局総務企画部長 関東経済産業局総務企画部係長)	
	土井弘次 (代理・上田信也)	国土交通省関東地方整備局長 千葉国道事務所副所長)	
	楠芳伸 (代理・植竹昌人)	千葉県警察本部長 交通部交通規制課課長)	
市町村の長を 代表する者	小坂泰久	酒々井町長	
市町村議会の 議長を代表 する者	助川忠弘	柏市議会議長	

第 1 9 3 回 千 葉 県 都 市 計 画 審 議 会 議 題

令和 3 年 1 月 1 8 日 提 出

- |         |                                   |
|---------|-----------------------------------|
| 第 1 号議案 | 習志野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について |
| 第 2 号議案 | 習志野都市計画都市再開発の方針の決定について            |
| 第 3 号議案 | 市原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について  |
| 第 4 号議案 | 旭都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について   |
| 第 5 号議案 | 船橋都市計画臨港地区の変更について                 |

## 1. 開 会

司 会 定刻となりましたので、ただいまから第193回千葉県都市計画審議会を開催いたします。

## 2. 都市整備局長挨拶

司 会 はじめに保坂都市整備局長より御挨拶を申し上げます。

都市整備局長 都市整備局長の保坂でございます。

委員の皆様には、大変お忙しいところを御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。日頃より県政に多大なる御支援・御協力をいただいておりますことを、重ねてお礼を申し上げます。

本日の審議会は、昨年11月に引き続き本年度2回目となります。今回は、前回の審議会と同様に、会議の運営につきましては、新型コロナウイルス対策ということで、委員の皆様の間隔、換気、マイクの消毒などということで予防対策をとらせていただいておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

さて、本日の議案といたしましては、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更3議案、都市再開発方針の決定が1議案、臨港地区の変更1議案の計5議案となります。その後、報告案件として、千葉県都市計画基本方針の検討状況について説明させていただきます。議案等の内容については後ほど担当課長等から説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

簡単ですが、開会にあたりまして挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

## 3. 定足数の報告

司 会 続きまして、事務局より定足数の報告をお願いします。

事務局 定足数について報告いたします。

本日の出席委員は、委員定数28名のうち現在のところ21名で、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第3項の規定により、2分の1以上の出席をいただいております。

以上です。

## 4. 議長の指定

司 会 それでは、議事に入らせていただきます。

本審議会は、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第1項の規定により、会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、屋井会長、よろしくお願いいたします。

会 長 お忙しい中、今日もお集まりいただきまして、ありがとうございます。

## 5. 議事録署名人の指名

会 長 さっそくではありますが、議事日程5番目の議事録署名人の指名をさせていただきます。これは、本審議会の議事運営規則第10条第3項の規定により指名させていただくものです。

青 柳 委 員

浜 田 委 員

よろしく申し上げます。

## 6. 非公開議案等の審査

会 長 次に、非公開議案等の審査ですが、本日、御審議いただく案件は、合計5議案あります。

非公開の取り扱いについては、「千葉県都市計画審議会議事運営規則」第9条のただし書きに非公開とすることができる規定があります。今日の議案について、事務局からの提案はどうでしょうか。

事務局 事務局から提案いたします。

本審議会は、「千葉県都市計画審議会議事運営規則」第9条に基づき、原則どおり公開で御審議いただきたいと考えております。

今回の第2号議案に関しては意見書の提出がございました。第2号議案に関する意見書の要旨には意見書提出者の氏名が含まれておりますが、説明にあたり、議案説明者は、公開の場であることを踏まえ、個人情報に該当する部分については黒塗り等で工夫して説明することといたします。

また、傍聴者及び報道関係者に配布する議案書は、すべて赤枠で囲まれた個人情報の該当箇所について黒塗りといたします。

さらに、委員の皆様におかれましても、審議の際、個人情報の取り扱いに御配慮いただきたいと考えております。

以上の取り扱いにより、「千葉県都市計画審議会議事運営規則」第9条のただし書きに該当する非公開案件はないとして、公開で開催することではいかがでしょうか。

会 長 いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 どうもありがとうございます。

それでは、「非公開とする案件はない」ということで進めさせていただきます。

次に、傍聴人について確認ですが、今日は傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局 傍聴人はいらっしゃっております。3名の方がお越しになっております。

会 長 それでは傍聴人を入場させてください。

(傍聴人 入場)

会 長 続いて、報道関係者はいらっしゃいますか。

事務局 報道関係者もいらっしゃっております。

会 長 では、こちらも。

(報道関係者 入場)

会 長 報道関係者については、審議開始前に限り撮影等が可能ですので、写真撮影が必要であれば、ただいまから許可しますので、よろしくお願ひします。

(報道関係者 写真撮影等)

会 長 では、写真撮影等を終了してください。

注意喚起ということで、傍聴人の皆様に注意を申し上げます。

先ほど事務局からお配りした「注意事項」を改めてお読みいただき、内容をお守りください。

## 7. 議 案 審 議

会 長 それでは、7番目の「議案審議」に入ります。

本日の議案は5件ですが、いずれも重要な議案ですので、十分、御審議いただきますようお願いいたします。

また、議案は既にお手元にお届けした議案書のとおりですので、従来どおり議案の朗読については省略させていただきます。

これから議案の審議に入ります。事務局においては簡潔な説明をお願いいたします。

### 第1号議案 第2号議案 (一括審議)

会 長 それでは、

第1号議案 習志野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

第2号議案 習志野都市計画都市再開発の方針の決定について

この2議案について、関連があるので併せて説明してもらいます。よろしくお願ひします。

事務局 まず、議案の説明に先立ち、今回付議する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる「都市計画区域マスタープラン」について説明いたします。

お手元の議案関係資料のインデックス「資料1」の1ページ、またはスクリーンを御覧ください。

都市計画区域マスタープランは、県や政令市が決定し、一体の都市として整備、開発及び保全すべき都市計画区域を対象に、中長期的な視点に立って都市計画の基本的な方針を定めるものです。

以降の説明では「区域マスタープラン」と略させていただきます。

体系図の赤枠で囲んだ区域マスタープランは「総合計画」や「都市計画見直しの基本方針」に基づき策定しており、区域マスタープランの両側にある「都市再開発の方針」や「市町村の都市計画に関する基本方針」については区域マスタープランに即した形で定め

ることとされております。

また、具体の都市計画として記載している区域区分などについても、区域マスタープランなどに即して決定されることとなります。

次に、区域マスタープランに定める事項について説明いたします。

区域マスタープランは、都市計画法に基づき、表にある黒の太括弧で記した「都市計画の目標」など三つの項目で構成されております。

千葉県では、人口減少・超高齢化などの社会経済情勢の変化や広域道路のネットワークの整備の進展、災害時の安全・安心の確保、また、低炭素社会の取り組みなどの課題に対応するため、「主要な都市計画の決定の方針」に地域の特性に応じた「都市づくりの基本方針」を定めることとしております。

区域マスタープランの変更案は議案書のとおりとなりますが、具体の変更箇所などがわかるように議案関係資料を作成いたしました。

第1号議案から第4号議案の「区域マスタープランの変更」及び「都市再開発の方針の決定」の説明にあたりましては、この議案関係資料に沿って説明させていただきます。

それでは、習志野都市計画に関する第1号議案及び第2号議案について、一括して説明いたします。

まず、第1号議案、区域マスタープランの変更です。

区域マスタープランの変更に関する議案関係資料については、各区域ともA3判でそれぞれ1枚に取りまとめた「変更の概要」と「新旧対照表抜粋」、それとA4判の「新旧対照表」の三つの資料となっております。

各区域の変更箇所は「新旧対照表」のアンダーラインを引いた部分となりますが、単純な文言の整理なども含んでおりますので、そうした部分の説明は省略させていただき、主要な変更箇所を「変更の概要」の資料に取りまとめましたので、議案の説明にあたってはこの「変更の概要」の資料で説明させていただきます。

それでは、「資料1」の2ページ、またはスクリーンを御覧ください。

まず、変更のポイントとしては、津田沼駅周辺地区における都市再開発の位置づけを追加しました。

津田沼駅周辺は、まちの形成から既に40年以上が経過し、時代に即したさらなる発展と都市機能の更新などが求められているため、魅力ある都市環境を有する広域的な拠点の形成を目指し、津田沼駅周辺地区に市街地再開発事業や都市施設について位置づけることとしております。

主な変更内容としては、「地域毎の市街地像」の項目に津田沼駅南口地区に関する内容を盛り込みました。

具体的には、「広域的な拠点の形成を目指し、周辺との調和に配慮しつつ、交通結節点としての機能強化や商業・業務・文化機能の集積を図ることにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る」としております。

「市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」には、先ほどの「地域毎の市街地像」の方針を実現するため、資料右側の図面に旗揚げしている津田沼駅南口や新津田沼駅南口での市街地再開発事業や土地区画整理事業の実施について位置づけております。

その他の変更としては、昨年5月に国や県などで構成する千葉県湾岸地区道路検討会に

において、「千葉県湾岸地域における規格の高い道路計画の基本方針」が策定されたことから、これを踏まえ「交通施設の方針」に「湾岸地域のポテンシャルを十分発揮させ、生産性の向上や更なる活性化を図るため、規格の高い道路計画を促進する」と追加しております。

また、このほか、都市施設や市街地開発事業の整備状況を踏まえ、時点修正をしております。

資料の3ページ、またはスクリーンを御覧ください。

ただいま説明した変更内容に関する区域マスタープランでの具体の記載については、「新旧対照表抜粋」の赤字のとおりとなります。

なお、本議案について、昨年10月9日から2週間、案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で第1号議案の説明を終わります。

事務局 第2号議案、習志野都市計画都市再開発の方針の決定について説明いたします。

お手元の議案関係資料、インデックス「資料2」の1ページ目、あるいはスクリーンを御覧ください。

はじめに「1 津田沼駅周辺地区における都市再開発方針の決定理由」について説明いたします。

先ほど第1号議案においても説明しましたが、津田沼駅周辺地区は、まちの形成から40年以上が経過し、時代に即したさらなる発展と都市機能の更新等が求められております。

このような中、当地区では市街地再開発事業や土地区画整理事業の実施が予定されていることから、民間の活動等を適切に誘導するため、今回、「都市再開発の方針」を決定するものです。

具体的な説明に先立ちまして、本方針の役割、地区指定のイメージについて説明いたします。

「2-1 都市再開発の方針」につきましても、平成12年の都市計画法の改正により、同法第7条の2及び都市再開発法第2条の3により、区域マスタープランから独立して定めることとされたものです。

この方針は、市街地における再開発の各種施策を長期的かつ総合的に体系づけたマスタープランとして、再開発の適正な誘導と計画的な推進を図ることを目的としております。

図に示しますように、「区域マスタープラン」と同様、具体の都市計画は本方針に即したものでなければなりません。

なお、本方針における「再開発」とは、市街地再開発事業にとどまらず、土地区画整理事業等の市街地開発事業、地区計画等の規制誘導手法なども含むこととなります。

続きまして、「2-2 『都市再開発の方針』地区指定のイメージ」について説明いたします。

図の白い部分が市街化区域で、黄色い部分が市街化調整区域を示しております。

次にオレンジ色の部分ですが、都市再開発法第2条の3第1項第1号で規定される市街化区域を対象として計画的な再開発が必要な市街地で、条文の1号から「1号市街地」と呼びます。

赤色の部分ですが、1号市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区で、条文の2項から「2項再開発促進地区」と呼びます。

また、ピンク色の部分ですが、事業化の動きはないものの、再開発の機運の醸成を図る地区として、「誘導地区」と呼びます。

続きまして、本議案となる「3 習志野都市計画都市再開発の方針における主な決定内容」を説明いたします。

まず「都市再開発の目標」、次に「計画的な再開発が必要な市街地、1号市街地について」、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区、2項再開発促進地区について」を定めます。

続きまして、資料の2ページ目、またはスクリーンを御覧ください。

「4 都市再開発の方針図」です。こちらが津田沼駅周辺地区の位置となります。

「4」の図面を拡大したものが「5」の図面となります。

オレンジ色の津田沼駅周辺地区、約13.5haを1号市街地として定めます。

地区の境界ですが、船橋市との行政界、新京成電鉄の線路敷との境、道路界や用途地域界などとしております。

なお、船橋市側の「船橋都市計画都市再開発の方針」においても、連続して1号市街地が定められております。

次に、赤色の図面左側、津田沼駅南口地区、約4.0haと、右側、新津田沼駅南口地区、約5.3haの2地区、計9.3haを2項再開発促進地区として定めます。

続きまして「6 都市再開発の方針附図」を御覧ください。

こちらは、主な市街地開発事業の区域を紫色で、また道路や公園などの都市計画施設を示したものです。

まず、(1)津田沼駅南口地区ですが、主な施設として、津田沼駅南口の駅前広場、津田沼緑地、習志野文化ホール、民間の商業施設等があり、計画書の表2にもありますが、概ね5年以内に「民間活力導入による市街地再開発事業」の実施を位置づけております。

次に、(2)新津田沼駅南口地区ですが、津田沼一丁目公園、民間の商業施設等があり、同じく計画書の表2にもありますが、概ね5年以内に「民間活力導入による土地区画整理事業」の実施を位置づけております。

なお、本議案について、令和2年10月9日から2週間、案の縦覧を行ったところ、1件の意見書の送付がありました。本日お配りした「都市再開発の方針の決定に係る意見書の要旨及び意見に対する考え方」、またはスクリーンを御覧ください。

意見書の要旨としては、「都市再開発の方針における施設整備の方針の中には駅前広場等の整備が位置づけられている。JR津田沼駅南口の駅前広場等の設計の策定にあたっては、再開発方針の趣旨を十分咀嚼し、駅前広場等の関係者と今回の事業者だけで協議するのではなく、周辺の地権者や商店等の意見もできるだけ反映させていただきたい。」となっております。

御意見に対する県の考え方ですが、「具体的な駅前広場等の設計については、都市再開発の方針を定めた後の個別の事業の進め方についての御意見となることから、周辺の地権者や商店等の意見も聞きながら検討するよう地元市に伝えます。」となります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 　ただいま第1号議案、第2号議案の事務局からの説明が終わりました。何か御意見、御質問はございますか。

委 員 　いま説明があった主に都市再開発に関して3点質問があるのですが、まとめて聞いてよろしいですか。

会 長 　はい、お願いします。

委 員 　1点目は、再開発の方針の中に示されている土地利用計画ですが、二つの地区いずれも「秩序ある土地の高度利用を促進する」とあるのですが、これはどの程度の高層階、高さを想定しているのか。近くでやっている区画整理事業では、「津田沼ザ・タワー」とかいうマンションの高さが152メートルだと言われているのですが、この程度の高度利用を考えているのかどうか。

二つ目は、二つの地区とも「周辺の土地機能と調和した居住機能の適正配置を図る」と明記されているのですが、それぞれ想定されている計画人口はどの程度なのかをお示しいただきたい。

三つ目は、昨年行われた公聴会での住民の公述に関してですが、県のホームページに掲載されていますが、こういう意見がありました。「駅前広場は公共施設。住民の意見を取り入れて作成すべき」。また、別の意見としては、「地域住民に計画や日程が全く知らされず、計画が強行されている。企業と町会長だけに聞いて進めている計画に憤りを感じる」。

「区域の玄関」というふうの方針には述べられているので、言ってみればまちの顔となる地域だと思うのです。整備目標や土地利用計画はやっぱり広く市民の声を聞くべきだと思うのですが、その点はどのように進めてきたのか。

以上3点ですが、よろしく願いいたします。

事務局 　まず、1問目の建物の規模等の想定ですが、本地区の場合、有効な空地の確保や公園緑地の整備等により良好な市街地環境を形成し、土地を効率的に利用することを目指しておりますが、具体的な建築物の規模等については、現在は事業計画を検討している段階ですので、今後、決定されていくこととなります。

また、同じく計画人口についての質問ですが、周辺と調和した居住環境の適正配置ということですが、地区周辺における教育、あるいは商業施設等の都市機能や、公園、道路等の公共施設の配置状況を踏まえて、適正な規模の住宅等を配置することを想定しておりまして、事業によって増加する人口についても、市と開発事業者との協議を踏まえた事業計画を検討していく中で定まっていくものと考えております。教育委員会などの関係部局と連携しながら、発生児童数の推計や空き教室の数などの現状を確認して、販売計画について協議を進めていくこととなっております。

続きまして3点目、市民の意向をどのように把握したかということだと思いますが、まず、この計画の策定に先立ちまして、習志野市においては、津田沼駅周辺地区の整備に関して「習志野市基本構想」の具体的な施策を表わす「習志野市後期基本計画」を位置づけるためにパブリックコメント等を行い、市民の声を反映しております。次に、この案の概要を策定するにあたりまして、津田沼駅周辺地区の地元連合町会長さん、商工会議所、商店会、関係権利者等の意見を直接伺ってきました。また、案の概要の策定後には、先ほどの質問にもございましたように、公聴会を8月30日に市の協力を得て県で開催したところ、公述の申し出を11名の方からいただきました。また、市議会においても、この計

画について議論がされているということも伺っております。

今後につきましても、具体的な都市計画の決定や変更、事業の策定にあたっては、広く市民の意見を聞きながら、市と事業者において検討・協議を進めていくということになっております。

以上、説明でございます。

委員 ありがとうございます。

次に、高さとか計画人口は今後想定される事業の中で検討されていくという話ですが、習志野市の都市計画審議会場で答弁に立った課長さんは、「新津田沼駅の南口は居住系マンション計画の街区がある」と言っているのです。それから、「JR津田沼駅南口の再開発の地域は集合住宅を設けたいということで協議をしている」と。ですから、もう協議は進められていると思うのです。現時点で想定されている計画人口、あるいは推計されている人口がどの程度なのか、お示しいただきたい。

二つ目は、なぜこの人口問題をお聞きするのかということ、津田沼駅南口で2007年から行われている35haの区画整理事業によって、住民に対して多大なしわ寄せが押しつけられているという実態が、今、明らかになってきているのです。

御承知だと思いますが、市の教育委員会は、昨年12月に、市全体の児童・生徒及び学級数の推計を出しました。津田沼駅南口直近にある谷津小学校は、来年、児童数が1,200人、学級数は40学級、さらに令和8年には50学級になる。御承知のように文科省は、適正規模の学級というのは12～18で、31学級を超えれば過大規模校、速やかに解消を図ると言っているのです。問題は、なぜこんな弊害が生まれたのかということです。これはやっぱり、児童数、計画人口の推計の見誤りによって子どもたちのところにしわ寄せが押しつけられているというのが実態だと思うのです。

習志野市は、ホームページ上で、実はこの区画整理で新たに就学する児童と卒業する児童を同数程度に推計して検討していた。ところが、大型マンションが建設されて入居が始まる時にアンケートを取って見たら、さっき話した谷津小学校は実に44学級の過大規模校になる。結果として、12学級不足する。どうしたのかということ、谷津小学校の学区の中に飛び地をつくって、その飛び地の子どもたちは谷津南小学校にバスの定期券を配布して路線バスで通学させる。しかも、推計では、この路線バスの通学が590人にもなるということです。ですから、まちづくりの網をかけるのであれば、整合性を持った計画でなければ住民のところにしわ寄せが行く。こういうまちづくりは二度としてはならないと思うのですが、その辺のところはいかがでしょうか。

事務局 まず、人口等の推計ですが、先ほどの答弁と同じになる部分がございますが、「都市再開発の方針」に位置づけることにより、今後行われる事業を適切に誘導し、計画的に推進する根拠となります。この方針の決定後に具体的な都市計画の決定や変更、あるいは事業計画の策定について市と開発事業者において協議が進められ、その中で具体的な数字が示されてくるものと考えております。したがって、適正な規模におけるまちづくりということですが、繰り返しになりますが、この方針のもとに市と事業者において協議を進めたいと考えております。

会長 かなり細かな御質問というか、御指摘というか、意見が出ているのですが、今日は習志野市が来られているという話ですが、もう少し補足を。市というのは総合的な行政でみ

んなやっていくわけだから。お願いできますか。

習志野市　　まず、計画人口の話ですが、市の都市計画審議会において、新津田沼駅南口もしくは津田沼駅南口について、「居住施設の計画が想定されている」という答弁をしております。

新津田沼駅南口については、この街区に居住施設を立地していこうという位置の想定について説明したという認識です。したがって、具体的な建物の高さ、もしくはどれくらいの計画人口ということについては、今もって開発事業者と協議中であって、お答えできるような段階ではございません。

また、JR津田沼駅南口についても、こちらは再開発事業によるまちの都市機能の更新を予定していきまして、一般の再開発事業と同様に、マンションなどの住宅系の施設と併せた再開発計画として、事業者と協議を進めているところです。現在、こちらについても事業スキームの検証中であり、商業施設も併せて整備する予定ですが、どれくらいの事業規模になるか、併せてどれくらいの居住人口を擁する住居系の施設が必要かということも含めて、現在、事業者と市で協議を進めているところでございます。

もう一方の教育環境の確保についてですが、委員の御指摘にございましたように、こうした開発もしくは既存の開発の中でも、南口の近傍で行われた区画整理においては、計画人口7,000人で予定したところ、8,000人を超えるような人口の定着が見られまして、これに伴って児童の数も市の予想を越えたという状況は実際発生しております。こういった状況を受けて、市としては、過大校という懸念もございますが、既存の教育インフラの拡充、もしくは近傍の教育インフラの活用ということも含めて、今回の計画で発生する計画人口を見据えてですが、教育環境を整えることについての協議を市の教育委員会と進めているところです。一方、開発事業者に対しても、計画人口に対してこれくらいの児童数が発生するという見通しを踏まえて、販売時期、販売戸数、もしくは教育環境の確保のための手段についても、事業者のほうでどれほどそれが協力できるかということも含めて、現在、開発事業者で協議しているところです。市といたしましても、計画人口、それに伴う教育環境の確保は難しい課題となりますが、どちらもより良い方向に進められるよう、開発業者、関係者、教育関係者とも協議を進めているところですので、御理解いただければと思います。

以上です。

委員　　これを最後にしますが、結果としてしわ寄せが子どもたちのところに行っているのです。小学校の低学年の児童が、バスの定期券を市から交付されて、路線バスで通学せざるを得ないような状況に追い込まれているのです。この出発点は区画整理事業。しかも、2,800世帯の7,000人という計画人口の児童数の推計の見誤りから来ているのです。都市計画、まちづくりの基本は何かといたら、都市計画法の「目的」のところで「都市の健全な発展と秩序ある整備を図る」。「秩序ある整備」といたら、まちをつくるときに中心は人ですから、保育所や学校などのインフラ整備と一体でなければ私はこのような問題がまた起こりかねないと思います。それも示されていない今度の再開発のこの方針、それからマスタープランの変更については、賛成できないという意見を述べて終わります。

会長　　先ほどの話の中で駅前広場の話がありました。駅前広場はこれからどうあるべきかということは、広くいろいろな方が関わって計画・検討されていくのだと思います。ですか

ら、一部の方が入ってくるというのも、またこれもバランスを欠くので、意見書なども出ていますが、広く合意形成に向けて検討を進めていくのだということを踏まえていただきたいと思います。たまたま今日は、県から市に申し伝えますというのだけど、市の方がおられるわけだから、ここで聞いていただいたということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかに、意見ございますか。

委員 意見を述べさせていただきます。

県内のJRの駅前是非常に複雑な形をして、私は自分で車を運転するのですが、柏もそうですが、その次に津田沼の駅周辺も非常に複雑です。あの駅周辺に行くと、自分で車を運転していて、特に特に緊張するのです。道路とか街並みの形態が非常に複雑な形になっている。いつもそんなふうに思っています。

実は、柏市のほうも、数年前に再開発事業をやりました。今、本当に再開発事業をやった地区には人が集まってくる。人の流れが、柏の駅の東口に変わってしまった。そごうの閉店もありますが。うまくいけば人が集まる。そして人の流れも変わるほどです。

津田沼の駅周辺も、いろいろな課題は、今までこうしてきたのですから、それはたくさんあると思いますが、これは何が何でも進めなければならない。これは習志野市の都市計画の一番の課題だと思っておりますので、これは何が何でも進めて、早期に完成させるべきだと思います。車を運転していますと、一方通行もあります。細い道路もたくさん駅周辺にあって、非常に複雑な駅前だと私は思っています。

いつこういうものが上がってくるのかなど実は思っていました。都市計画審議会の委員をやらせてもらって、今回このような形でここへ上がってきたので、これは市あるいは関係者一丸となって進めていただければと、このように思います。

会長 ほかはよろしいですか。

(「なし」の声あり)

会長 それでは採決に入ります。

第1号議案を原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

( 挙 手 多 数 )

会長 賛成多数です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第1号議案を原案どおり可決することに決定します。

続いて、第2号議案を原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

( 挙 手 多 数 )

会長 賛成多数です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第2号議案を原案どおり可決することに決定します。

### 第3号議案

会長 次に、

第3号議案 市原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の

## 方針の変更について

に入ります。

事務局から説明をお願いします。

事務局 第3号議案、市原都市計画の区域マスタープランの変更について説明いたします。  
議案関係資料、インデックス「資料3」の1ページ、またはスクリーンを御覧ください。  
まず、変更のポイントについてですが、市原市では、JR内房線の八幡宿駅、五井駅、姉ヶ崎駅などの周辺において、拠点形成を目指し、令和元年8月に「市原市拠点形成構想」を策定しております。

今回の区域マスタープランの変更では、この「構想」を踏まえ、これら3駅周辺の拠点形成の実現に向けた土地利用の転換について位置づけております。

ここで、「拠点形成構想」の概要について説明させていただきます。

市原市では、人口減少や少子高齢化等の課題を克服し、将来にわたって持続可能な魅力ある都市づくりを実現するため、「交流人口の拡大」や「移住・定住の促進」につながる都市機能の立地・誘導を目指すこととしております。

そこで拠点形成構想では、図面の青い点線の丸で記したJR3駅周辺や市原インターチェンジ周辺において、市街化区域と市街化調整区域を一体として「都市拠点」などと位置づけ、それぞれの拠点形成の実現に向けた「まちづくりの方向性」を示しております。

資料左側にある主な変更内容としては、この構想を踏まえ、「土地利用に関する決定の方針」の中にあります「市街化調整区域の土地利用の方針」に、「五井駅周辺、八幡宿駅周辺並びに市原インターチェンジ周辺区域については、拠点の魅力の創出や向上に資する都市的土地利用への転換を図る」と新たに位置づけております。

その他の変更としては、第1号議案の習志野都市計画と同様に、「千葉県湾岸地域における規格の高い道路計画の基本方針」を踏まえた変更を行っております。

また、市原市の総合計画や都市計画マスタープランの見直しを踏まえた変更のほか、都市施設や市街地開発事業の整備状況を踏まえた時点修正をしております。

ただいま説明した変更内容に関する区域マスタープランでの具体の記載については、第1号議案と同様に資料2ページにあります「新旧対照表抜粋」の赤字のとおりとなります。

なお、本議案について、昨年9月23日から2週間、案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で第3号議案の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

会長 ただいま第3号議案について説明が終わりました。何か御意見、御質問はございますか。

委員 いま説明があった市原市の「拠点形成構想」がもとになって、その位置づけをマスタープランの中で明確にすることなので、幾つか伺いたいと思います。

このマスタープランの変更で、「拠点形成構想」にもあるのですが、「3駅を中心にして都市機能の集積」とか、「医療、福祉、商業の集約」「子育て世代などの集中」となっているのですが、市原市の「拠点形成構想」を見ると、3駅周辺の人口は6万7,000人ぐらいで、市全体の人口の24%程度です。ここに都市機能を集約させて、残り75%の市民が暮らしている地域の行政サービスはどのように考えているのか。

二つ目は、「拠点形成構想」の中にも明示されている27万人という市の人口を維持するとあるのですが、それぞれのエリア、三つの駅の周辺の推計人口はどの程度見ているのでしょうか。

三つ目は、習志野のマスタープランの変更でも説明されましたが、道路計画の問題で、「湾岸部において規格の高い道路が検討されている」というのをマスタープランに明記されるのですが、これは、千葉県湾岸地区道路検討会が一昨年3月に発足していますが、いわゆる第二湾岸道路を整開保（区域マスタープラン）に位置づけるということなのかどうか。

この3点についてお伺いしたいと思います。

事務局 最初に、3駅を中心というところで、他のところはどうなのかというところだと思いますが、今回の区域マスタープランの変更は、市原市の「拠点形成構想」の考え方を取り入れることを中心に行っております。現行の区域マスタープランでは、この3駅だけではなくて、地域拠点として京成ちはら台駅や小湊鉄道の上総牛久駅、さらに生活拠点として市内陸部の住宅地である辰巳台地区や光風台地区なども位置づけて、地域住民の日常生活を支える生活利便施設などを備える拠点の形成を目指す都市ということで、3駅だけではなくて、ほかの拠点についても利便施設等を備える拠点形成を目指していくということを位置づけております。

それから、各3駅の推計人口ですが、区域マスタープランの中では都市計画区域内の人口を位置づけておりまして、特に3駅だけということではありませんが、都市計画区域内の人口を令和7年で概ね27万人という計画の中で、今回、市の「拠点形成構想」を取り入れるような形で変更しているというところです。

それから、規格の高い道路計画というところについてですが、規格の高い道路計画については、議案の中でも説明しましたが、今、国や県、沿線市などで検討されているところで、昨年5月に基本方針が策定されまして、その中では、外環の高谷ジャンクション周辺から蘇我インターチェンジ、また市原インターチェンジ周辺までの湾岸部においてルートの検討を進めるということが位置づけられております。今後、国によって計画段階評価の手続きが行われ、その中でルートや構造等、複数案の比較を行い、それをもってこの中で計画案が選定される形になります。

以上です。

委員 これからということですが、この拠点形成構想の基本になっているのは国交省などが打ち出しているコンパクトシティ構想、いわゆる立地適正化計画だと思うのです。2014年の都市再生特別措置法の改正に伴って地方創生の旗印の下につくられたもので、この国交省の手引を見ると、もう歴然としているのです。主要駅周辺を都市機能の誘導区域にして、そこに集約をするとなっているから、明らかに周辺地域の切り捨てにつながると思うのですが、そうならない構想だというふうに理解してよろしいのでしょうか。この1点だけ確認したいと思います。

事務局 市原市も、目指すべき将来都市構造としては、もちろんコンパクト・プラス・ネットワークということ掲げております。JR3駅周辺の「都市拠点」に加えて、繰り返しになりますが、市内陸部で「地域拠点」、「生活拠点」などの各拠点の機能を高めるとともに、これらの地域をネットワークする交通網を整備し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域

公共交通と連携したコンパクトなまちづくりを進めていくということにしております。  
以上です。

委員 3回目なので最後にしますが、結局、根底にあるのは、コンパクトシティ構想、立地適正化計画の下に、主要駅を中心にして都市機能を集約させるということだと思っております。結果として、全国的に見ていくと、周辺地域の疲弊、切り捨てにつながるのですね。ですから、私たちはこのコンパクトシティ構想そのものには賛成できないということを申し述べて、終わりにしたいと思います。

以上です。

会長 御意見ありがとうございました。  
ほかはよろしいですか。

(「なし」の声あり)

会長 それでは第3号議案について採決に入ります。  
第3号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

( 挙 手 多 数 )

会長 賛成多数です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第3号議案を原案どおり可決することに決定します。

## 第4号議案

会長 次に、

第4号議案 旭都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 第4号議案、旭都市計画の区域マスタープランの変更について説明いたします。

旭市では、平成17年の市町村合併後、市全体で計画的な土地利用を進めていくため都市計画の拡大について検討を進めてきたことから、旭都市計画の区域マスタープランについては、平成16年の当初決定以降、変更を行っておりませんでした。

都市計画区域の拡大については引き続き検討することとしておりますが、昨年3月に市の総合戦略が変更されたことや、銚子連絡道路の計画に進展があったことから、今回、区域マスタープランの変更を行うこととしたものです。

それでは、議案関係資料、インデックス「資料4」の1ページ、またはスクリーンを御覧ください。

まず、変更のポイントについてですが、平成26年7月に千葉県が策定した「都市計画見直しの基本方針」を踏まえ、新たに「都市機能の集約」など必要な変更を行うとともに、交通施設に関しては、銚子連絡道路について位置づけております。

次に、主な変更内容についてですが、人口減少などの社会経済情勢の変化や広域道路のネットワークの整備の進展などに対応するため、「都市づくりの基本方針」に資料にあります①から④の方針を新たに位置づけました。

①の「集約型都市構造に関する方針」としましては、右側の図面で緑色で旗揚げしたJR旭駅周辺については、都市拠点として整備・充実を図るとしており、また、青で旗揚げした国保旭中央病院を核とした医療施設等が集まる地区では、医療福祉拠点や防災拠点としての機能集約を図るとしております。

②の「広域幹線道路に関する方針」では、銚子連絡道路の整備の進展により、インターチェンジ周辺地域の発展を見据え、周辺環境に配慮しながら地域振興に資する土地利用を検討していくとしております。

また、③の「都市の防災及び減災に関する方針」では、防潮堤や保安林などの整備の促進や、多様な災害に対応した避難体制の形成を図るとし、④の「低炭素型都市づくりに関する方針」では、コミュニティバスの効率的な運行やデマンド交通の導入により低炭素型都市環境の実現を目指すとしております。

また、「交通施設の都市計画決定の方針」には、銚子連絡道路について、地域間の交流促進や国道126号の渋滞緩和などのため、整備を推進するとしております。

その他の変更としては、旭市の「総合戦略」や「都市計画マスタープランの見直し」を踏まえた変更や、都市施設の整備状況を踏まえた時点修正を行っております。

ただいま御説明した変更内容に関する区域マスタープランでの具体の記載については、資料2ページにある「新旧対照表抜粋」の赤字のとおりとなります。

なお、本議案について、昨年10月9日から2週間、案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で第4号議案の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

会 長 　ただいまの第4号議案ですが、何か御意見、御質問はございますか。

委 員 　二つお伺いしたいと思います。

銚子連絡道路をマスタープランの中に位置づけるという説明がされたのですが、地元の皆様に意見を伺うと、銚子連絡道路の構造、この辺についていろいろ意見があるのですが、現時点で旭市内における銚子連絡道路の構造はどのようになっているのか、わかればお示しいただきたい。

2点目は、住民の皆様の中にいろいろ意見があるということですが、銚子連絡道路を通すのに住民への説明とか意見の集約はどのように行われてきたのか、示していただきたいと思います。

以上二つです。

事務局 　まず、旭市内の構造についてですが、今回の区域マスタープランの位置づけについては、具体の構造等の記載はありません。ただ、現在、都市計画道路として決定するため地元説明会等を実施しておりまして、その中で、幅員9.5メートル、盛土構造という計画としております。

都市計画の原案の説明会に先立ちまして、道路計画の説明会を昨年7月、8月にかけて行っております。それと、都市計画の原案の説明会という中では、10月にこちらについても住民の方に説明しながら、今、手続きを進めているような段階です。

以上です。

委 員 　幅員9.5メートルで盛土構造ということですが、現地の人たちに話を伺うと、盛土が

6メートル、かなりですよ。そこを道路が通るということで、地域が分断されてしまうという懸念がされているのですが、この辺に対してはどんな説明がされて、こういう懸念に対してどのように解消しようとしているのか、現時点での状況をお示しいただければと思います。

事務局 地域分断についてですが、銚子連絡道路については、地域高規格道路として走行性を確保するため、既存道路との交差は原則立体交差の盛土構造という形で計画しております。地域分断の回避や、農耕車が安全に横断できるよう、横断できる個所を集約して横断ボックスを設置するというので地元に対して説明をしているところです。

以上です。

委員 結果として、この道路に対して住民の皆さんからの合意が得られていないというのが、私が議会に派遣されている議員の皆様から聞いた声です。やっぱり住民の皆さんの合意と納得を前提にして進めるべきだと思いますので、このマスタープランの変更に私たちは賛成できないということを申し添えて、終わります。

会長 御意見ありがとうございました。

9.5メートルって、随分狭い道路ですね。余計なことを言っちゃいけないのですが。はい、わかりました。私は知らなかったものですから。

ほかに意見はございますか。

(「なし」の声あり)

会長 それでは第4号議案について採決に入ります。

第4号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

( 挙 手 多 数 )

会長 賛成多数です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第4号議案を原案どおり可決することに決定いたします。

## 第5号議案

会長 次に、

第5号議案 船橋都市計画臨港地区の変更について  
となります。

事務局から説明をお願いします。

事務局 第5号議案、船橋都市計画臨港地区の変更について説明いたします。

はじめに、今回、御審議いただく臨港地区について説明いたします。

スクリーンを御覧ください。

港湾には、物流や生産の場といったさまざまな役割があり、それぞれの役割を果たしていくためには、水域とその背後の陸域とが一体となって効率的・効果的に利用される必要があります。

臨港地区は、陸域の一定の範囲について、港湾の目的に沿った土地利用を誘導するとともに、公共埠頭にあつては荷揚げ・荷さばき施設などを港湾法上の施設として位置づけ、円滑な管理運営を図ることを目的に定めるものです。そして、これにより港湾の機能を十

分に發揮させ、その利用の増進を図ろうとするものです。

臨港地区については、港湾管理者からの申し出を受け都市計画決定するもので、本議案については、昨年6月に港湾管理者である千葉県から申し出を受け、決定の手続きを進めているものです。

県では、平成12年に国から示された運用指針の趣旨を踏まえ、スクリーンにお示しする千葉港港湾計画図の着色している港湾の区域のうち、公共埠頭など港湾施設が集積している地区を中心に、地元との協議が整った地区から、順次、臨港地区を定めることとしております。

それでは、議案書3ページの位置図、またはスクリーンを御覧ください。

今回、臨港地区として追加する区域は、千葉港のうち葛南中央地区と葛南東部地区と呼ばれる地区内で、JR京葉線南船橋駅から西へ約1kmの位置にあり、図面では太い赤色の線で囲まれた区域となります。

なお、今回決定する区域の南側にある細い赤色の線で囲まれた区域は、平成20年8月に臨港地区として決定した部分になります。

続きまして、区域の詳細について説明いたします。

議案書4ページの計画図、またはスクリーンを御覧ください。

今回追加する区域の面積は、合わせて約7haとなります。

葛南中央地区については、船橋市が整備した埋立地で、現在、北側部分には、船橋市漁業協同組合の倉庫や冷凍庫棟など漁業に関連する施設が立地しております。一方、南側部分には、荷さばき地などの港湾施設が整備され、砂利や鋼材などが扱われております。

また、葛南東部地区については、港湾で働く人々や地域住民の憩いの場として船橋港親水公園が整備されております。

今回追加する区域は、今後も現状の港湾機能を維持・保全していくこととし、臨港地区を決定するものです。

なお、本議案について、昨年10月16日から2週間、案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で第5号議案の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

会 長 　ただいま第5号議案の事務局の説明が終わりましたが、何か御質問、御意見はございますか。

委 員 　臨港地区の設定そのものは、港湾の無秩序な開発をストップさせるという意味合いから私たちは賛成なのですが、地元との関係で確認したいことがあります。

臨港地区に指定されると分区が行われると思いますが、現在、7haの地域で埠頭がどういうふうに使われているのかを伺いました。一つは漁港の朝市、それから漁港の冷蔵庫事務所、釣り船、魚介卸売業者、プレジャーボートを係留している船橋ボートパークなどが利用している。現在の埠頭の利用は保障されるのかどうなのかというのが1点。

二つ目は、船橋漁協の臨港地区指定に関する意見はどのようなものだったのか、お示しいただきたいと思っております。

事務局 　現況の利用は保障されるのかということですが、先ほど議案の中で説明したとおり、今回の臨港地区については、現在の港湾機能の維持・保全を図るために指定するものです。

ので、現在の港湾の利用状況に支障が生じることはありません。

それから、漁協の意見、調整されているのかというところだと思いますが、港湾管理者から船橋漁協に対して、臨港地区の指定、また分区の指定の後も現状の利用に支障が生じることがない旨の説明を行っております。それに対して漁協からは、そうであれば問題ないという回答をいただいております。

以上です。

会 長 ほかに御意見ございますか。

(「なし」の声あり)

会 長 それでは第5号議案を採決いたします。

第5号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

( 挙 手 全 員 )

会 長 全員賛成です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第5号議案を原案どおり可決することに決定します。

以上をもちまして、予定された議案の審議はすべて終了しました。

## 8. そ の 他

会 長 次に、千葉県都市計画基本方針の検討状況について、事務局より簡単に報告があるようですので、よろしくをお願いします。

事務局 「その他」として、令和元年度（昨年度）10月に都市計画審議会に報告した千葉県都市計画基本方針の検討状況について報告いたします。

本日は資料はございませんので、スライドにて説明いたします。

基本方針については、学識経験者や都市計画審議会などの意見を聞きながら、30年先を見据えた千葉県のまちづくりの基本的な方向について検討を進めてまいりました。

検討にあたっては、「都市構造」「防災」「暮らし」「仕事」などの切り口から課題を整理してきたところです。

検討を進めていく過程において、令和元年の台風19号や集中豪雨など近年頻発・激甚化している自然災害に対応した法改正や、新型コロナ危機を契機としたまちづくりなど、都市計画に係る大きな社会の動きがございました。

特に法改正については、「防災・減災の主流化」が都市計画に位置づけられることとなりました。

少し、こちらのスライドで御紹介いたしますと、「災害ハザードエリアでの開発の抑制」「立地適正化計画の強化」などが規定されました。

開発の抑制については、災害レッドゾーンでの規制強化、浸水ハザードエリアなどのイエローゾーンにおける開発許可の厳格化がなされています。これらを受けて、県や市町村では、市街化調整区域における許可基準などについて条例改正が必要となっているところです。

また、立地適正化計画の強化については、居住を誘導する区域から災害レッドゾーンを除外することが定められるとともに、防災指針の策定などが新たに位置づけられました。

以上が改正の概要ですが、県といたしましても、法改正を受け、市町村が進める立地適正化計画などにおける安全でコンパクトなまちづくりについて、しっかりと支援をしてみたいと考えております。

今後の都市計画基本方針の検討についてですが、これらの自然災害や新型コロナ危機を受け、さまざまなニーズや変化に柔軟に対応できるまちづくりが重要と考えております。

将来を見据え、時代に即した方針とするためには、今回の大きな社会の動きを踏まえ、国のまちづくりの動向を確認するなど、もう少し時間をかけて検討してみたいと考えております。

検討につきましては、機会をとらえて報告するとともに、委員の皆様の意見を伺いながら進めてみたいと考えております。

以上となります。

会 長 ありがとうございます。

事務局からほかに何かありますか。

事務局 ございません。

会 長 ほかに御意見ございましたら。

委 員 例の第二湾岸道路の関係ですが、さっき市原のほうで、委員からの質問で、チラッと高谷から蘇我までという話が出ました。この第二湾岸というのは、もう 20 年以上前からルートが決まっているはずですが、今回の審議された計画の中で「第二湾岸」という言葉が一切入ってこない。そして、ルートが決まっているのに、この地図の中に第二湾岸のルートも入っていない。さっきの説明だと、国の動向を見てという話がありましたが、地元から早く「早期にやってくれ」という国に対しての促進大会や要望をやらないと、これはどんどん遅れてくるのではないかと。その辺についてはどうなのか。

会 長 どうですか、事務局は。

事務局 今、委員からありました第二湾岸道路というのは、確かに昔からいろいろ計画が進んでいるところで、三番瀬の問題とかいろいろあった中で1回立ち消えにはなっているような状況ではありますが、湾岸地域というのはポテンシャルが高い区域になります。今、もう既に、船橋、市川、あのあたりの国道 357 号などはかなりの渋滞で、いろいろ効率が悪いというのは確かであります。今、国・県・市の中で、規格の高い道路計画というところで新たな湾岸道路という形で検討が進められておりますので、その検討が進んだ段階で、都市計画部局としてもその道路が進むような形で一緒になって検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

会 長 そういう議論になったので、私からも一言だけ申し上げます。

長い歴史があるのはわかります。それから、今の国のほうでもやろうとしているのもよくわかる。千葉としては必要だという気持ちもわかります。しかしながら、これからの時代、道路を計画してつくるといのは並大抵のことではないから、それなりのプロセスなり手続きなりちゃんと踏んでやっていくということが必要なのです。

今の各市の整開保とか方針の中に書いてある言葉遣いは、確かに直接的に書いてないかもしれませんが、十分に読み取れる言葉であるし、そういうものをもとに少しずつ進めていくことも必要なもので、先ほど「計画段階評価」という言葉が出てきたけど、私はあれだ

けではうまくいかないと思っています。もっとしっかりと取り組んでいくという姿勢でやるべきだと思います。これは私の意見として申し上げておきます。

「ぜひつくるべきだ」という意見があるのもわかる。もちろん「慎重にしなければいけない」という意見だってあるだろうし、いろいろな意見があります。そういうものをしっかりと受けとめて進めていくということが、おそらく、今、千葉でも必要だと思います。

私の意見として申し上げました。

事務局　今、委員、会長からもお話がございましたが、今回、私どもとしては、都市計画に是非こういう形で方向性を示したいということで、区域マスについては県のほうで設定いたしますので、市の都市計画審議会にもかけて、今回の県の都市計画審議会に至ったわけです。まずはこういう形で皆さんに周知してしっかり取り組んでいくという意思表示も込めてやってきたということで、御理解をいただければと思います。

会　長　どうもありがとうございました。

それでは、「その他」は終わります。

この後の進行は司会のほうでよろしくお願いいたします。

## 9. 閉　　会

司　会　それでは、これで第193回千葉県都市計画審議会を閉会いたします。本日は熱心な御審議をいただき、ありがとうございました。

— 以上 —